

大林組グループ企業倫理通報制度

大林組グループの内部通報制度である「大林組グループ企業倫理通報制度」は、法令違反につながる不正行為などを小さな芽の段階で把握して速やかに是正することにより、企業倫理の推進に役立っています。

当制度は、協力会社の皆様にご利用いただくことも可能です。大林組グループとの取引において、法令違反や不正と思われる行為を見聞きした場合には次の通報窓口をご利用ください（匿名による通報も可能）。

通報したことを理由として、通報者およびその勤務先が不利益に取り扱われることは断じてありません。

	グループ共通社内窓口	グループ共通外部窓口
	大林組企業倫理委員会事務局（本社総務部）	弁護士法人 なにわ橋法律事務所
メール	compliance_box@mb.obayashi.co.jp	rinri.tsuhou@naniwabashi.com
郵便	〒108-8502 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟 株式会社大林組 本社 企業倫理委員会事務局 宛	〒530-0047 大阪市北区西天満1-2-5 大阪JAビル12階 弁護士法人なにわ橋法律事務所 大林組グループ企業倫理通報窓口 宛
電話	03-5769-2414 (内線 911-2460) 受付時間：平日8:30~17:15	電話・FAX共用 大林組グループ専用フリーダイヤル 0120-520884
FAX	03-5769-1830	受付時間：平日10:00~18:00 (受付時間外は留守番電話にて受付)

例えばこんな時！窓口への通報をご検討ください。

大林組グループの職員の不正行為に巻き込まれてしまった・・・

- ・ 協力会社に水増し請求を指示し、自分に還流させる不正経理を行っている職員がいる。
- ・ 私的な飲食代の支払いを協力会社に強要し、肩代わりさせている職員がいる。
- ・ 法令違反や不正につながる指示をしている職員がいる（労災隠し、品質管理上の不具合の隠蔽など）。

※協力会社の皆様には、万一、大林組グループの職員から不正行為への関与を求められた場合には拒絶するよう、また、関わってしまったあるいは見聞きした場合には窓口へ通報するようご協力をお願いします。

大林組グループの現場で不正が行われている・・・

- ・ 虚偽の施工体制が申告されており、建設業許可のない協力会社が現場に入っている。
- ・ 社外秘の書類のコピーを外部に提供している職員がいる。